

平成21年度 施策評価表

施策コード 0720

施策名	低所得者自立支援	担当部	福祉部
		担当課	西生活課

施策意図	生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持している。
現状と課題 (成果指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護は、急激な景気の悪化で、稼働年齢世帯が大幅に増加したことなどにより、被保護世帯が例年に比べ増加している。それに伴い生活保護費も増加しているため、適正保護の実施と自立促進による、効率的かつ効果的な運営が求められる。 各種資金の貸付は、件数が減少している上、償還率も悪いため、事務事業のあり方の精査と適正な債権管理が求められる。 新事業の中国残留邦人等支援給付は、大戦に起因して生じた混乱等により、引き揚げられなかった中国残留邦人等を対象とし、老後の生活の安定を図るために始まったものである。これらの受給者は、高齢な上、日本語の会話に課題がある者も多いため、今後、自立に向けた適切な地域生活の支援が求められる。

		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
成果指標1 稼働年齢者のいる生活保護世帯で自立更生した世帯数の割合	予定	%	—	—	—	—	4.37
	実績	%	4.27	4.22	4.34	4.62	
成果指標2 —	予定	—	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—	—	—
成果指標3 —	予定	—	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—	—	—	—

施策の評価と今後の方向性 (施策を取り巻く環境の変化と、施策内における22年度以降の経営資源の配分方針など)	<p>【施策評価(コスト分析)】 急激な景気の悪化により、被保護世帯が大幅に増加したことにより、生活保護費が増加しているため、トータルコストも増加している。</p> <p>【施策評価(成果分析)】 成果指標1は、前年度に比べ0.28ポイントの増となった。これは、前年度に比べ、分母である稼働年齢世帯が7.8%伸びたものの、分子である稼働年齢世帯における自立更生世帯が14.8%と、それを大きく上回って伸びたためと推測される。</p> <p>【今後の方向性】 低所得者自立支援は、生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持していくための最後のセーフティネットとして必要な施策である。 毎年増え続けている生活困窮者は、急激な景気の悪化により、更に増加の傾向があり、トータルコストの増加へとつながっていることから、より効率的かつ効果的な施策の運営に努めるとともに、事業の必要性及び費用対効果を考慮した、事務事業のあり方の精査をする必要がある。 22年度以降は、社会保障費の取り扱いに加え、経済危機対策を巡る国及び都の動向を注視し、必要な処置を講じていく。また各事務事業における効率的かつ効果的な事務の執行の検証を続け、成果向上を図っていく。</p>
	経営資源配分の方向性(なを、いつまでに、どのようにして行うのか)

コスト分析表

年 度 平成21年度

所 属 07700000

施 策 0720

福祉部 西生活課

低所得者自立支援

期 間 平成17年度 ～ 平成21年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
予 定	財源内訳	国庫支出金 (1)	0	12,526,445	12,219,049	12,146,897	13,527,581
		都道府県支出金 (2)	0	518,785	520,034	535,691	608,160
		地方債 (3)	0	0	0	0	0
		その他 (4)	0	149,723	144,372	137,744	133,108
		一般財源 (5)	0	4,569,576	4,498,244	4,473,732	4,943,487
	直接費	事業費 (6)	0	16,940,669	16,514,325	16,436,446	18,271,709
	職員人件費	人件費 (7)	0	800,319	850,099	850,974	1,011,795
		再雇用職員分 (8)	0	17,280	16,200	13,500	5,400
		(職員数: 賦課) (9)	0.00	92.87	99.89	102.86	124.31
		(職員数: 配賦) (10)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		職員数合計(9)+(10) (11)	0.00	92.87	99.89	102.86	124.31
	調整額	間接費 (12)	0	6,261	1,075	1,184	1,266
		(加算)減価償却費 (13)	0	7,823	7,823	7,823	7,823
		(加算)金利 (14)	0	0	0	0	0
		(加算)退職給与引当 (15)	0	82,233	68,530	89,964	80,787
		(控除)コスト対象外 (16)	0	30,429	28,130	26,557	21,722
		(控除)雑収入 (17)	0	0	0	0	0
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17) (18)	0	59,627	48,223	71,230	66,888
トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18) (19)	0	17,824,156	17,429,922	17,373,334	19,357,058		
実 績	財源内訳	国庫支出金 (20)	12,430,168	12,411,570	12,475,786	13,166,704	
		都道府県支出金 (21)	530,263	528,393	540,231	584,991	
		地方債 (22)	0	0	0	0	
		その他 (23)	173,806	147,872	143,895	141,566	
		一般財源 (24)	4,277,227	4,456,289	4,544,152	4,996,808	
	直接費	事業費 (25)	16,640,443	16,760,057	16,855,247	17,883,190	
	職員人件費	人件費 (26)	752,470	763,921	831,524	852,813	
		再雇用職員分 (27)	12,600	16,640	15,600	15,600	
		(職員数: 賦課) (28)	92.10	92.87	100.11	104.91	
		(職員数: 配賦) (29)	0.00	0.00	0.00	0.00	
		職員数合計(28)+(29) (30)	92.10	92.87	100.11	104.91	
	調整額	間接費 (31)	5,951	6,316	1,693	1,381	
		(加算)減価償却費 (32)	7,823	7,823	7,823	7,823	
		(加算)金利 (33)	0	0	0	0	
		(加算)退職給与引当 (34)	80,550	63,959	68,677	90,909	
		(控除)コスト対象外 (35)	22,910	19,297	18,611	15,751	
		(控除)雑収入 (36)	0	0	0	0	
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36) (37)	65,463	52,485	57,889	82,981	
トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37) (38)	17,476,927	17,599,419	17,761,953	18,835,965			

平成21年度 施策別事務事業一覧表

施策名	低所得者自立支援	担当部	福祉部	施策トータルコスト(千円)	
		担当課	西生活課	18,835,965	

事務事業コード	施策を構成する事務事業	事務事業トータルコスト(千円)		事務事業トータルコストの増減額(千円)	施策に占めるコストの割合	成果向上と効率性の分析	成果向上と効率性の分析(手段)	区の職員が直接関与する必要性	
072001	中小企業勤労者生活資金融資事業	20年度	937	-3	0.00%	B	-	B	
		19年度	940						
		成果指標1	融資実行件数		単位		件	20実績 3.00	21予定 15.00
		成果指標2	あっせん件数の対前年度比				倍	20実績 0.75	21予定 1.00
072002	生業資金貸付事業	20年度	9,028	-1,192	0.05%	B	2・3	B	
		19年度	10,220						
		成果指標1	事業継続率[貸付6年後に、事業が継続している率] 事業継続件数/貸付件数×100		単位		%	20実績 81.81	21予定 33.33
		成果指標2	償還期間(6年)終了時の完済率 6年後の完済件数 /貸付件数×100				%	20実績 63.63	21予定 66.66
072003	生活保護	20年度	18,531,616	844,241	98.38%	A	2	A	
		19年度	17,687,375						
		成果指標1	稼働年齢者のいる生活保護世帯で自立更生した世帯数の割合(稼働年齢世帯の自立更生世帯数÷稼働年齢世帯数)		単位		%	20実績 4.62	21予定 4.37
		成果指標2	稼働収入世帯割合(稼働収入がある世帯数÷被保護世帯数)				%	20実績 11.00	21予定 12.00
072004	福祉事務所運営	20年度	31,052	6,285	0.16%	A	1・3	B	
		19年度	24,767						
		成果指標1	東庁舎に関する利用者の苦情数		単位		件	20実績 0.00	21予定 0.00
		成果指標2	転倒等の施設内事故件数				件	20実績 0.00	21予定 0.00
072005	母子福祉応急小口資金貸付	20年度	3,019	27	0.02%	B	-	B	
		19年度	2,992						
		成果指標1	貸付割合(貸付件数/相談件数)		単位		%	20実績 6.56	21予定 25.00
		成果指標2	貸付金額				千円	20実績 664.00	21予定 2,502.00

平成21年度 施策別事務事業一覧表

施策名	低所得者自立支援	担当部	福祉部	施策トータルコスト(千円)	
		担当課	西生活課	18,835,965	

事務事業コード	施策を構成する事務事業	事務事業トータルコスト(千円)		事務事業トータルコストの増減額(千円)	施策に占めるコストの割合	成果向上と効率性の分析	成果向上と効率性の分析(手段)	区の職員が直接関与する必要性
072006	母子福祉資金貸付	20年度	11,583	107	0.06%	B	-	B
		19年度	11,476					
		成果指標1	貸付割合(貸付件数/相談件数)		単位	%	20実績 19.27	21予定 45.16
		成果指標2	貸付金額			千円	20実績 41,398.00	21予定 60,307.00
072007	入院助産	20年度	17,148	1,385	0.09%	B	-	B
		19年度	15,763					
		成果指標1	助産割合(助産件数/相談件数)		単位	%	20実績 12.11	21予定 29.80
		成果指標2	助産金額			千円	20実績 14,937.00	21予定 14,778.00
072010	母子家庭自立支援	20年度	11,310	2,800	0.06%	B	-	B
		19年度	8,510					
		成果指標1	支給割合(支給者数/相談件数)		単位	%	20実績 6.11	21予定 7.14
		成果指標2	支給金額			千円	20実績 6,776.00	21予定 9,747.00
072011	中国残留邦人等支援給付	20年度	220,272	220,272	1.17%	-	-	A
		19年度	-					
		成果指標1	受給者数		単位	人	20実績 126.00	21予定 135.00
		成果指標2	-			-	20実績 -	21予定 -
		20年度		0	0.00%			
		19年度						
		成果指標1			単位		20実績	21予定
		成果指標2					20実績	21予定

行政評価委員会による評価：低所得者自立支援

1 施策を選定した理由

景気の悪化や高齢化社会の進展を背景に、失業や低所得に陥り、支援を求める区民が増えている。その中には、やむを得ず生活の助けを必要とする人や、緊急の事態に直面し援助を求める人もいれば、就労や自助努力が可能な心身状態に恵まれながらその努力を怠る人もいるのが現状である。

一方、『低所得者自立支援』施策の今年度当初予算額は193億円を超え、昨年度当初予算から20億円も伸びており、葛飾区の一般会計総額およそ1,510億圓中、13%近くを占めている。

こうした中、支援を必要とする区民へ適切に対応し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、本区がすべきことを区民の立場から考えるため、選定した。

2 施策および事務事業の問題点と課題

(1) 自立の必要性に対する理解不足

生活保護法は、最低限度の生活保障と、自立助長を目的としている。制度の適用にあたっては、本人のあらゆる能力等を最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、保護開始後には、生活上の義務として、勤労努力や生活向上のための努力をする義務を課している。

しかし、残念ながら自立する意識の薄い被保護者もいる。その理由としては、自立への諦めや、生活保護制度の目的や義務の理解不足などが考えられる。

一方、行政側を見ると、生活保護は法定事業ではあるが、制度の運用については担当職員の裁量によるところが大きく、被保護世帯への指導や処遇に差が生じているのではないかと考える。

また、景気後退や高齢化に加え、年金制度の限界の露呈、そして、老後の蓄えのない世帯の増加等により、今後、被保護世帯数はさらなる増加が予想される。中でも、『生活保護』事業に係る予算は190億円を超え、そのうち約140億円は国や都の負担金等で賄われるものの、人件費を含め、区の一般財源を50億円以上支出せざるを得ない状況を考えると、被保護世帯数の増加に伴う生活保護経費の増加が、財政面において他の施策へ影響を及ぼすことは避けられない。したがって、被保護世帯の自立への取組みを強化し、より適正かつ的確に生活保護制度を運用することが必要と考える。

(2) 情報公開不足

低所得でも自立して生活している区民と被保護世帯の生活水準の比較において、不平等を感じるという区民の意見もある。しかし、このような意見が寄せられる理由は、

区民に対する制度周知や実績の公表など、事業の透明性に問題があるためと考えられる。近年特に、個人情報保護法によって区と地域の情報共有範囲が大幅に規制され、不透明感が大きくなってしまっており、区は、人権を守ることと行政活動の透明化を両立させることが難しくなっている。

(3) 貸付事業における本来目的との乖離

貸付事業における極端に低い貸付実績と償還率を見ると、一般金融機関から融資を受けることが困難な所得で生活している区民を支援するという、事業の本来目的と実態が乖離してしまっていることが考えられる。貸付対象となる区民の経済状況を勘案した事業内容へ見直すことにより、生活保護への移行を防ぐことができると考える。

3 施策の成果向上のための事務事業改善の提言

上記の問題点を解決し、施策の意図を実現するため、以下の通り提言する。

(1) 改善の方向性

①指針の策定

自立支援への取組みや、より適正に制度を運用するための取組みを明確化するとともに、その取組みを実現するための体制をつくり、『生活保護』事業における区の姿勢を内外に明らかにし、職員の業務遂行にあたっての指針とするべきである。ついては、具体的なロードマップを平成21年度末までに定め、本委員会への報告を希望する。

②『マニュアル』化

法定事業という、区としては限られた裁量の中で、最大限の事業効果を上げるためには、被保護世帯への指導と適正な制度運用を徹底することが重要である。具体的には、ケースワーク業務を標準化する『マニュアル』を作成し、その『マニュアル』を確実に実行した結果を管理する仕組みを構築する必要があると考える。

『マニュアル』の作成にあたっては、職員や民生委員、施設の職員が、今まで培った経験やノウハウ、データを持ち寄り、様々な事情を抱える被保護世帯の類型や状況に応じたものを作ることが重要である。例えば、保護開始前の調査や被保護世帯の生活状況の把握など、保護申請の受付から保護廃止に至る各段階において、制度の運用時期及び運用手順を標準化する。これによって、担当職員ごとの指導や処遇の差を無くし、必要な指導及び適正な制度運用が可能になると考える。

また、標準化した『マニュアル』に基づいて実施したケースワーク業務の内容や確認状況を、ケース記録とともに統一の方法で管理するべきである。組織的管理を実現することで、職員同士の業務引き継ぎの正確性及び被保護世帯への支援の継続性がより高まると考えられる。

(2) 改善の具体策

①自立に向けたプログラム作り

被保護世帯の自立には本人の意欲が重要であることを考慮すると、自立への取り組みを強化する手法として被保護者本人が目標と期限を定め、それに向けた具体的なプログラムを作り実行することが自立意識の啓発につながると考える。同時に区は、その支援と管理ができる仕組みを確立させるべきであり、被保護者の自立に向けたプログラムの実行にあたっては、民生委員をはじめとする地域の力を有効に活用する方法等を工夫すべきである。

②給付の適正化

所得隠しや保護費の横流しなどの不正受給は断固として排除しなければならない。ケースワーク業務の標準化を図ると同時に、不正や未申告の状況を把握するためのチェックリストを作成し、不正受給のチェックの徹底と返還金の確実な回収を行い、悪質な場合には告訴をも視野に入れた毅然とした体制を築かなければならない。

業務の標準化、自立に向けたプログラムの作成及び実行、不正受給への対応、これらを実行することで、適正受給が実現するものとする。

③教育

区民が安定した将来設計をするため、自立意識を早期から醸成することも必要である。これは、被保護世帯だけでなく区民全体の課題として、教育委員会等との連携を図り、学校教育や生涯学習において、就労体験等を通じて勤労の意義を学べるような教育プログラムを検討していくべきである。同時に、自立の適わない被保護世帯の感情や人権に配慮しつつ、生活保護制度が人間相互の支え合いの仕組みであることを教育していくことも必要である。

④制度の透明化

区民から被保護世帯への理解と協力を得るために、区の実施方針や標準化した『マニュアル』を公表し、適正給付の取り組みや被保護世帯の自立努力の効果を検証する機能確立すべきである。それにより、行政が適正に生活保護事業を実施している状況を開示することが被保護世帯への指導教育になるとともに、地域の被保護世帯への理解と配慮につながると考える。

⑤貸付事業の見直し

貸付事業においては、低所得の区民が自立した生活を送るための真に必要な支援にするという戦略の下に、施策内の各事務事業を体系化すべきである。例えば、各事務事業間に横断的な一連の流れを作り、それぞれの役割を明確にして、予算の配分や事業内容の見直しを行うべきである。

そして、貸付後に自立生活を継続しているか又は生活保護へ移行したかなどの追跡

状況をデータとして把握し、貸付件数の減少と償還率低迷の原因を分析することで、低所得の区民が自立生活を継続するための援助という真の目的に直結する事業内容に転換できると考える。

また、償還の徹底を図るため、債権管理を強化することも必要である。債権回収の目標を設定し、回収手順を明確にするなど、債権回収プログラムを作成すべきである。そのうえで、過年度の収入未済については、その未収理由や追跡状況を整理し、適切な処理をするべきである。

なお、債権の回収及び処理の具体案を検討し、今年度中に本委員会への報告を希望する。

結びに、全ての区民が、自らの努力と能力を活用して生活している誇りと喜びを感じ、一方、助けを必要とする人に対しては適切な支援が行き渡る区政運営が行われることを望む。